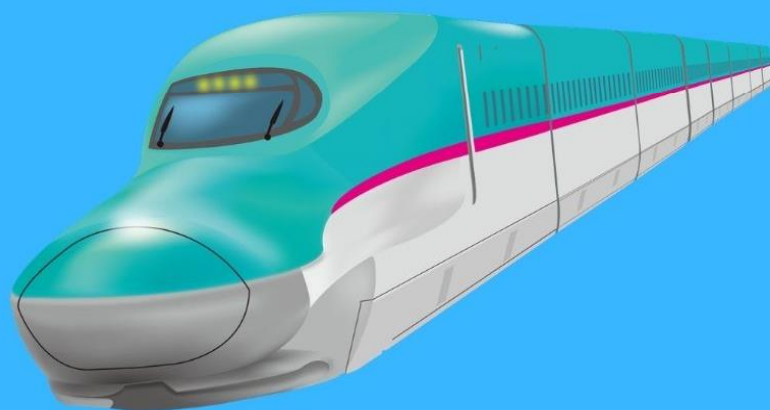


令和8年度

白河市 新幹線通勤補助



補助月額

最大 **3** 万円

対象者

移住者 (県外から) / **新卒者**

対象期間

最大 **5** 年間

お問い合わせ先

詳しくはこちら▼



企画政策課企画調整係

☎0248-28-5500(直通)

✉kikaku@city.shirakawa.fukushima.jp



○補助対象者

- ・令和6年1月1日以降に県外から市内に住民登録をした方、又は令和6年4月1日以降に新規に就労を開始した日から起算して過去1年の間に大学等を卒業した方
- ・企業、団体等と雇用関係にある方
- ・新幹線定期券又は新幹線乗車券及び特急券を購入し、新白河駅から仙台駅、大宮駅、上野駅、又は東京駅を經由して通勤する方
- ・市税等の滞納がない方
- ・交付対象となった日から継続して5年以上市内に居住する意思のある方
- ・暴力団関係者でない方

○補助金の対象期間

- ・交付対象者となった日が属する月から5年間

○補助対象経費及び額

- ・申請日の前年の1月から12月までの通勤に使用した新幹線定期券又は新幹線乗車券及び特急券の購入費用を補助対象経費とします。
- ・補助対象経費の1か月あたりの額から、通勤手当その他これに準ずるものの1か月あたりの額及び自己負担額1万円を差し引いた額（1,000円未満切捨）が補助金の額となります。
- ・補助金の額の上限は、1か月あたり3万円を限度とします。

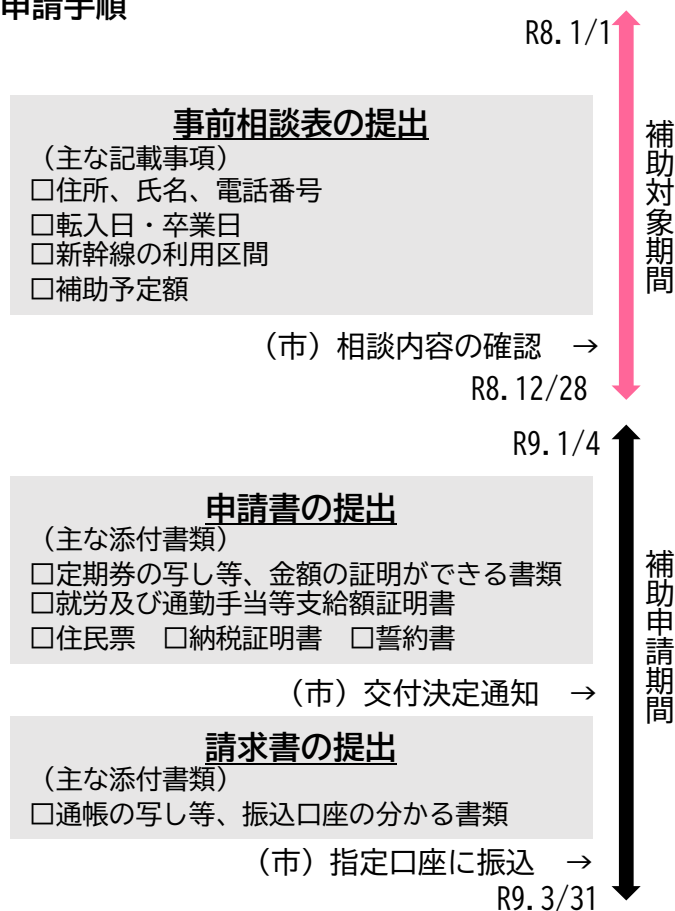
【事例①】

交通費145,000円－通勤手当100,000円－自己負担10,000円＝35,000円⇒補助額30,000円

【事例②】

交通費145,000円－通勤手当120,000円－自己負担10,000円＝15,000円⇒補助額15,000円

○申請手順



例) 令和8年度の補助を受ける場合

R8.4/1～12/28 事前相談表提出
R9.1/4～3/31 申請書提出
交付決定後 請求書提出

連続して複数年の補助を受ける場合でも、毎年申請が必要になります。



©しらかわん

○お問い合わせ先

白河市 企画政策課 企画調整係

☎0248-28-5500 (直通)

✉kikaku@city.shirakawa.fukushima.jp